

MIO PRESS

OSAKA / KYOTO / KOBE 2018.04/vol.02

今号のみお人

弁護士

小川 弘恵

Hiroe Ogawa

【特集】

人生100年時代を生き抜く
<第2回>「信託」

【連載】

知つ得! 交通事故

【法律コラム】

伊藤勝彦弁護士の
時事解説

【支店便り】

京都駅前
事務所



桜の花が咲き誇り、一年で最も華やかな季節になりました。四月は、進学や就職など新しいことが始まる時期ですので、何か新しいことを始めたいなあと、いつもワクワクした気持ちになります。

新しいことと言えば、今年は、約四百名様をお迎えして行われた阪急百貨店での活セミナーや、企業の方向けの残業代請求対策セミナーなど、これまでとは違う新たな試みにもチャレンジしています。

事前に対策をしていなかったばかりに、後に大事になってからご相談を受けることがよくあります。セミナーは、夫婦に関する問題、高齢になった後に生じる財産管理や相続の問題、会社での労務や残業代に関する問題など、皆様に事前に知っておいていただきたい情報をわかりやすくお伝えしようと、盛沢山の内容で開催しています。お時間があればぜひお越し頂ければ幸いです。

ところで、最近、娘が楽しそうに跳んでいたのにつられて、トランボリンを始めました。家庭用の小さなトランボリンですが、やってみるとこれがかなりきつい…。でも、跳んでいると無心になつて、気分もリセットされ、こんなに腹も綿まつてきたかも(?)。

依頼者様のお役に立てるよう、気力、体力を充実させて、益々日々の業務に邁進したいと思っています。(弁護士 小川弘恵)

「依頼者様のお役に立てるよう、気力、体力を充実させて、益々日々の業務に邁進したいと思っています。(弁護士 小川弘恵)



LATEST NEWS
最新ニュース

「大阪市固定資産税返還訴訟」に勝訴!

当事務所の伊藤勝彦弁護士が担当した、大阪市に対する固定資産税の返還請求事件で、平成29年12月19日、大阪地方裁判所は、大阪市が建物の固定資産税を評価する際に用いた市独自のルールについて違法であると判断し、取りすぎた税金184万円余りを返還するよう命じました。大阪市が約30年間も用いてきたルールを違法とした画期的かつ珍しい判決です。なお、本件は、控訴審にて審理が続いています。

平成30年2月8日付
朝日新聞(朝刊)より



編集後記 弁護士 田村 由起

ようやく寒さも和らぎ、心待ちにしていた春がやってきました。「今号のみお人」で小川弁護士がトランボリンにはまっていると話していましたが、実は我が家にもトランボリンがあります。雨の日などに少しでも子どもたちを疲れさせるために購入しましたが、子どもたちは飛んでも跳ねても疲れる様子はありません。私もまたに飛んでみますが、全身の血液がシャッフルされるような不思議な感覚になり、ちょっと飛んだだけでぐつたりと疲れます。

「MIO PRESS」も創刊号を入れると3号目になりました。少しずつ編集作業にも慣れてきましたが、まだまだ分からないことも多く、試行錯誤の連続です。今後も、皆さまからいただいたアンケート結果などを参考にさせていただき、より役立つ、面白い情報を提供できるよう努力いたします。今回も巻末にアンケートはがきがございますので、ぜひ皆さまの声をお寄せください。楽しみにお待ちしています!



※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。



お問い合わせ・ご相談は

な や む な み お
0120-7867-30

通話料無料

受付時間(月~土) / 9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]

みお 法律



大阪事務所 OSAKA

〒530-8501 大阪市北区梅田3丁目1番3号 ノースゲートビル オフィスタワー14階
TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056
執務時間:月~金曜日 / 9:00~20:00
土曜日 / 10:00~18:00
受付時間:月~土曜日 / 9:00~17:30

京都駅前事務所 KYOTO

〒600-8216 京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町
735-1 京阪京都ビル4階
TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911
執務時間:月~土曜日 / 9:30~18:00

神戸支店 KOBE

〒651-0086 神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042
執務時間:月~土曜日 / 9:30~18:00

キリトリ線

アンケートにご協力いただいた方の中
から抽選で15名様に「みお総合法律事
務所」創立15周年オリジナルQUOカード
(500円相当)と澤田弁護士が執筆した書
籍(1冊)をセットでプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切/
平成30年5月31日(木)※当日消印有効



アンケートの回答にご協力お願いいたします

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)

- 今号のみお人(表紙) 人生100年時代を生き抜く【第2回】
 知つ得! 交通事故 伊藤勝彦弁護士の時事解説 支店便り
 刑事事件入門 事務局通信 相続問題
 労働問題 借金問題 不動産問題
 企業法務 男女問題
 リガサボ!
 その他()

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどうですか(複数可)

- 交通事故 相続問題
 劳働問題 刑事事件
 借金問題 男女問題
 不動産問題 その他()

Q.3 法律問題でお困りの事・日々頻繁に思う法律問題など

Q.4 みお総合法律事務所へのご意見・メッセージなど

アンケートにご協力いただきましたありがとうございました。



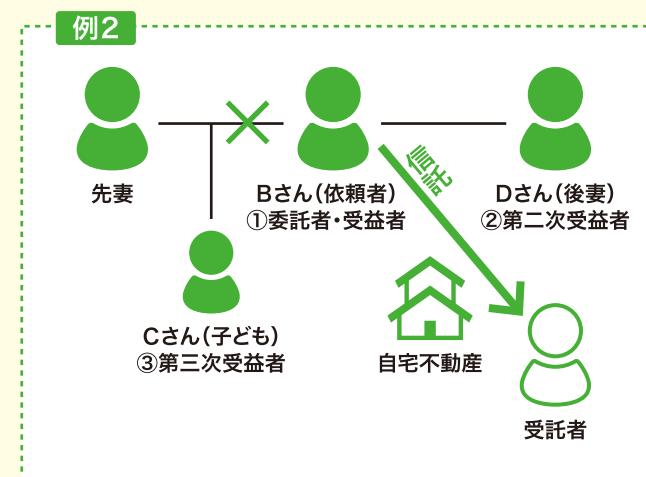
【第1回】「後見制度」

【第2回】「信託」

【第3回】「遺言」

特集 **人生100年時代を生き抜く【全3回】**

弁護士 大畑 亮祐
Ryosuke Ohata



例2 Bさんは先妻との間に子どもCさんがいますが、現在は後妻Dさん(55歳)と生活しています。後妻との間に子どもはいません。

Bさんとしては、自分の死後も後妻Dさんに自宅を利用させたいと思っていますが、Dさんが亡くなつた後は、先妻との間の子Cさんに相続させないと考えています。

この場合、BさんDさんがそれぞれ遺言を書いたりする等、信託によらない方法でも、目的を達成することもできます。しかし、例えばDさんが遺言を書いていたとしても、Bさんの死後に、Dさんが遺言を書き換えたり、Dさんが再婚してしまう可能性もあるので、Bさんとしても安心できません。

そこで、Bさんは、受託者に自宅の土地建物を信託し、①Bさんが生きている間はBさんが受益者、②Bさんが亡くなつた後は、後妻Dさんを第二次受益者、③さらに後妻Dさんが亡くなつた後は、子どもCさんを第三次受益者とすることが考えられます。このようにして、財産を誰に承継させるかということについて、遺言よりも強力にコントロールを及ぼすことができます。

このように、信託を使えば、今まで遺言や後見制度で十分に対応できなかった事例についても、ご相談者様の意向を反映した財産の管理や承継ができる可能性があります。上記の例以外にも、事業承継の際に経営権を移行させたり、自らが亡くなつた後に障害のある子やペーツが残される場合等の財産管理の場面でも、信託を利用することで遺言等よりも柔軟な解決を図ることができます。

さて、2つの事例を通じて、近時この制度に注目が集まっている理由を少しでも感じいただけたでしょうか。

弊所でも事例の蓄積や研究を重ね、ご相談者様のニーズに応じたオーダーメイドの財産管理・財産承継をご提案できるよう努めています。老後の財産管理や、死後の財産承継について気になられる方は、ぜひ一度ご相談いただければ存じます。

無料セミナーのご案内

本特集記事をお読みいただき、ご興味を持たれた方はどなたでもご参加いただけます。
無料・事前予約制となります。

MIO PRESS連動企画 民事信託セミナー



本特集でご紹介した『信託制度』の内容や活用方法等について、弁護士がわかりやすくご説明させていただきます。将来の財産承継や財産管理をお考えの方、本特集記事をお読みいただいた方など、どなたでもご参加いただけます。ぜひお気軽にお問合せください。

日時(場所) 5/15(火)15~16時(大阪事務所) 5/26(土)16~17時(神戸事務所)

外部で実施したセミナーで大きな反響をいただいた『終活セミナー』を当事務所で開催します!安心して前向きに生きるために役立つ終活の方法がテーマのセミナーです。本特集(全3回)で取り上げる『後見』『信託』『遺言』に『生前整理』を加えた盛りだくさんの内容になっています。知っているようで知らないことをこの機会にぜひ学んでください。

日時(場所) 4/25(水)13~14時(大阪事務所)

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類や作成方法、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日時(場所) 4/18(水)11~12時(大阪事務所) 5/21(月)15~16時(大阪事務所)

遺産を相続する際に気を付けたいこと、もめずに相続する方法、節税対策などについて分かりやすく解説します。

日時(場所) 5/26(土)11~12時(神戸事務所) 5/30(水)11~12時(大阪事務所)

老後に頼れる身内がいらっしゃらない方、将来おひとりになった時のことが心配な方などを対象に、成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日時(場所) 5/9(水)11~12時(大阪事務所)

これで安心! 遺言書作成セミナー

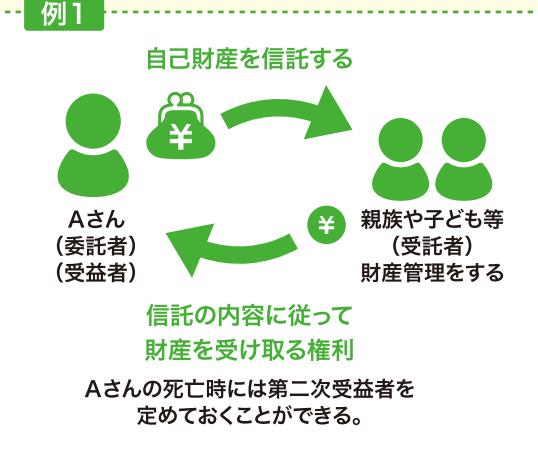
相続人のためのズバリ! 相続対策セミナー

不安解消! おひとり様セミナー

前回は「後見制度」を取りあげ、認知症などの判断能力が不十分な場合の財産管理の方法についてご紹介しました。しかし、財産管理の方法は「後見」だけではありません。最近、財産管理や財産承継をトータルに見据えて「信託」を用いる方法が注目を集めています。「民事信託」「家族信託」と呼ばれたりします。今回はこの「信託」という制度について、概略をお伝えしたいと思います。

信託は、文字通り「信じて託す」と言うことで、財産を託す人を「委託者」、信託によって財産を託す人を「受託者」、信託によって処分をする人を「受託者」、信託によって利益を得る人を「受益者」と言います。委託者と受託者を同じ人物にしたり(自己信託)、委託者と受益者を同じ人物にすることもできます(自益信託)。これから簡単な事例のイメージを2つほど、お伝えしましょう。

例1 Aさん(人暮らし・75歳)が多額の資産を持っており、その管理を誰かに任せたいと考えています。この場合、Aさんを委託者、親族や子ども・信託会社を受託者として、受益者Aさんのための信託契約を締結することが考えられます。一見すると、後見人に選任されて財産管理する場合と特に変わらなさそうですが、後見の場合は、Aさんが現実に判断能が不十分になつてから選任されるのに對して、信託の場合は、そうなる前に契約で財産管理をお願いすることができます。また、後見の場合は、全財産の管理がなされますが、財産の処分も機動的にできなかつたりしますが、信託については、契約の内容次第で信託する財産の範囲や、處分の権限などを細かく設定することができます。例えば、Aさんが収益物件のオーナーだった場合、その物件の賃料収入部分のみを信託の対象とし、その他の資産はAさんが自分で管理することができます。また、財産管理だけでなく、Aさんが亡くなつた場合の受益者(第二次受益者)を誰にするかを予め設定しておくことで、財産承継を見据えた契約としておくことが可能になります。



本「ラム担当の弁護士の羽賀です。前回に引き続き、事例を基にした交通事故Q&Aを掲載します。

2 配偶者の居住権を保護するための方策」「配偶者居住権」の創設について

今回の要綱案では、「配偶者居住権」を創設しました。「配偶者居住権」とは、配偶者が相続開始時に居住している被相続人所有の建物に住み続けることができる権利をいいます。

「配偶者居住権」は、原則として譲渡（売買など）はできず、配偶者が死亡するまで存続します。「配偶者居住権」の評価は配偶者の平均余命などを基に算出

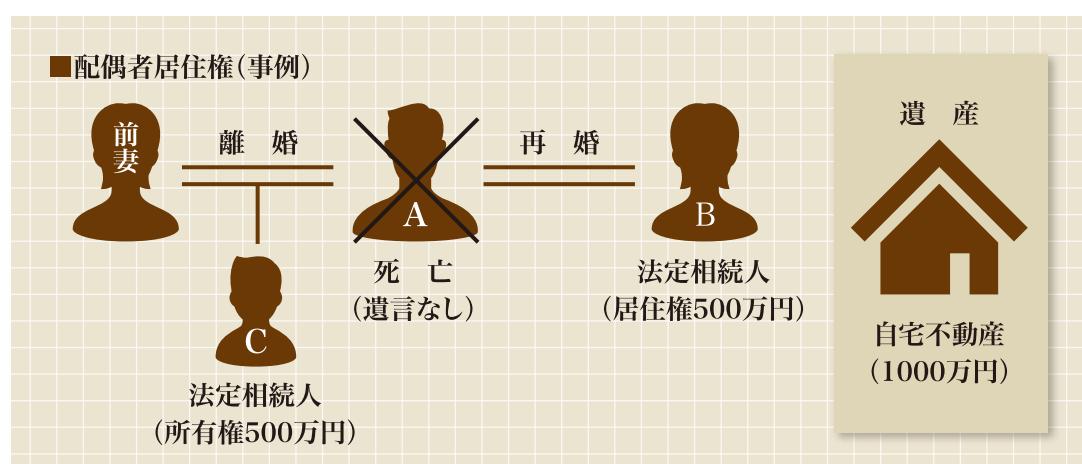
1 平成30年1月16日、法務大臣の諮問機関である法制審議会の民法部会は、相続関係の民法改正の要綱案をまとめました。民法の相続分野の大見直しは、1980年以来40年ぶりのことです。報道によれば、この要綱案は民法改正法案にまとめられ、通常国会で審議されることで、可決されれば、数年後に施行されます。本日は、この要綱案のなかから、「配偶者の居住権を保護するための方策」について紹介し、解説させていただきます。

2 配偶者の居住権を保護するための方策」「配偶者居住権」の創設について

今回の要綱案では、「配偶者居住権」を創設しました。「配偶者居住権」とは、配偶者が相続開始時に居住している被相続人所有の建物に住み続けることができる権利をいいます。

3 現状では、配偶者が居住を継続するため、自宅不動産の所有権を取得した場合、その評価額が高額になると他の相続財産を十分に取得できないこともあります。また、自宅不動産の所有権をめぐって遺産分割協議が難航することもめずらしくありません。（再婚などで配偶者と子供の血縁関係がない場合など、配偶者がその不動産を取得すると、配偶者が死亡したときに、被相続人の子供に相続されない（配偶者の再婚相手や配偶者の子供に相続される）という理由から難航します）

4 事例をもとに解説しましょう（下図）。男性（Aさん）が再婚した配偶者（Bさん）と前妻との間の子（Cさん）を用いることができれば、これらの問題を解決することが可能になります。



法律コラム
伊藤勝彦
弁護士の
時事解説

配偶者の老後の 経済的安定をはかる

相続法改正の動きを解説



代表弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito

せん。法定相続人はBさんとCさんの2名で、法定相続分はそれぞれ2分の1です。遺産は自宅不動産（1000万円）のみであったとします。

現状の制度では、遺産分割によって自宅不動産をBさんが取得すれば、バランス上、BさんはCさんに代償金500万円を支払わなければならぬことがあります。そしてその後Bさんが死亡すると、自宅不動産の所有権は、（Cさんではなく）Bさんの法定相続人にわたってしまいます。これではCさんは簡単にBさんの自宅不動産取得を認められるわけにはいきません。

今回の要綱案で新設される「配偶者居住権」を用いると、次のように解決可能です。すなわち、「Bさんが自宅不動産の「居住権」を取得する。Cさんが自宅不動産の「所有権」を取得する」という遺産分割で合意することができるでしょう。仮に自宅不動産の居住権を500万円、（居住権の負担のある）所有権を500万円と評価することができます。代償金の支払いも必要ありません。そして、後日Bさんが死亡したときには、居住権は消滅することになります。

5 今回新設される「配偶者居住権」は、配偶者の老後の経済的安定をはかることができ、親族間の紛争を解決の可能性をひろげるものとして、高く評価できます。



身の回りで関わる、知って得する法律の話。

交通事故から3ヶ月

買い物帰りに一家4人で追突事故にあってしまった一郎さん一家。長男・長女は、3ヶ月治療してむち打ちの痛みはなくなりました。一郎さんと妻は、3ヶ月経つても首や腰の痛みが取れず、治療継続中です。会社を休んだことや家事に影響が出たことの補償、治療が終わつた子どもの示談のことなど、色々と疑問が出てきました。

Q.1 病院に行くため、会社を何日か休んでしまいました。有給休暇を使つたので給与は減らなかつたのですが、何か補償はないのでしょうか。

A.1 給与が減らなかつたとしても、有給休暇を使って通院したのであれば、休業補償が認められます。交通事故にあっては使わなくて良かった有給休暇を使つうことになったからです。

Q.2 妻は主婦でもあり、パート勤務もしています。事故にあって腰などが痛く、家

特に窓口負担なしで3ヶ月治療を続けています。保険会社からは特に何も言われませんが、治療期間に上限はあるのでしょうか。

A.3 特に治療期間に上限があるわけではありません。ただ、むち打ち等の場合、事故から3ヶ月程度過ぎると保険会社から治療終了できないかと聞かれることがあります。

まだ首や腰の痛みが続いているとのことで、保険会社から治療終了についての連絡があれば、体の症状を伝え、治療費の支払いを継続してもらうようにして下さい。普段から、主治医の先生に体の症状を詳しく伝えておくことも重要です。

むち打ちで、治療期間が6ヶ月を超えても症状が残つていれば、後遺障害の手続きに移行するのも一つの方法です。

Q.4 長男と長女は治療が終わつたので、保

A.4 こちらで契約していた自動車保険をよく見ると、「弁護士費用特約」というものがありました。この特約を使って弁護士に示談の交渉をお願いできるのでしょうか。

A.5 弁護士費用特約は、交通事故の被害者の方が弁護士に示談交渉等を依頼した場合に発生する弁護士費用を保険会社が負担するという保険です。名称は様々ですが、自動車保険等の特約として付帯しています。多くの場合、弁護士費用の全額が保険会社から支払われますので、安心して弁護士に依頼するためには必須の保険です。

交通事故から3ヶ月経つて、治療や手続きが徐々に進んできました。次号は、交通事故から半年後に出つた一郎さん一家の疑問点を掲載します。

本「ラム担当の弁護士の羽賀です。前回に引き続き、事例を基にした交通事故Q&Aを掲載します。

ご家族のために家事をしている方については、交通事故によって家事に影響が出たのであれば、休業補償が認められます。治療終了後の示談の際に、慰謝料と合わせて補償してもらうのが一般的です。

A.2 お怪我の内容、治療期間、治療日数から見て、弁護士が手続きに入つて交渉すると慰謝料が2倍位になる可能性があります。保険会社の提示額は、低い金額されました。妥当なのでしょうか。

A.3 事が十分にできなくなりました。家事への影響に対する補償はないのでしょうか。

A.4 お怪我の内容、治療期間、治療日数から見て、弁護士が手続きに入つて交渉すると慰謝料が2倍位になる可能性があります。保険会社から慰謝料を支払うと連絡がありました。それぞれ25日通院したのです。が、保険会社から2人合計で42万円と言われました。妥当なのでしょうか。



京都ならではの事件紹介

京都事務所では2つの相談スペースと少人数用の相談室、多人数のご相談者の対応やセミナー等に用いる会議室をご用意しています。京都事務所のホームページも開設していますのでぜひご覧ください(<http://www.mio-kyoto.com>)。

最後に

京都事務所では、大阪事務所や神戸事務所とも連携を図り「みお」としてのリーガルサービスを提供すると共に、京都駅前という立地と京都にゆかりのある弁護士の経験を最大限に活かしたご相談対応・事件処理を行ってまいります。

まず、京都は何といっても観光都市ですので、外出すると目的地の周辺に

いるパートナー弁護士も、必要に応じて京都で打合せやセミナーを行っています。

常駐の弁護士は京都事務所の所長である弁護士 山本直樹と私弁護士 加藤誠実です。案件の内容や規模に応じて、単独又は共同で相談・事件処理の対応にあたっております。山本は京都府出身ですし、両名共に京都で学生生活を送りました。そうした縁もあって京都の地で勤務させていただいているのかなと思います。

事務局は本年1月から拡充して3名体制になりました。3名ともテキパキと事務をこなしてくれる非常に心強い存在です。

弁護士と事務局全員が同じ執務室で、すぐ声の届く範囲で執務していくので、弁護士と事務局又は事務局同士のコミュニケーションは円滑に図れています。

京都事務所では、京都事務所では、大阪事務所や神戸事務所とも連携を図り「みお」としてのリーガルサービスを提供すると共に、京都駅前という立地と京都にゆかりのある弁護士の経験を最大限に活かしたご相談対応・事件処理を行ってまいります。

法律問題で悩んでおられて、京都駅前であれば行ける!という方は京都事務所にお気軽にご相談ください。



メンバー・事務所紹介

「京都駅前事務所」のメンバーは、現在、常駐の弁護士2名+客員弁護士1名+事務局3名+アルバイト2名という構成です。普段大阪事務所で執務していることが多いのが辛いところです。

過去に担当させていただいた事件の中では、先祖代々の京町家を残したい依頼者様からご依頼いただいた遺産分割事件が京都らしい事件として印象に残っています。その事件は他の相続人の協議や調停がまとまらず、家庭裁判所の審判まで進みました。結果としては依頼者様が無事京町家を取得することができました。

また、ゲストハウスを経営する顧問先企業様から法律相談を受ける中で、海外利用客の増加、民泊規制や宿泊施設不足といった昨今の京都ならではの問題を実感することができます。

「京都駅前事務所」は当事務所が平成21年に開設した最初の支店事務所です。名称通り、京都事務所はJR京都駅から徒歩数分という立地です。京都駅の烏丸中央口(京都タワーやヨドバシカメラがある七条通り側)を出て、烏丸通をしばらく北に向かって歩いていただくと(京都風に言えば『上る(あがる)』と)、烏丸七条交差点の少し手前右手に白い外装のビルがあります。京都事務所はその京阪京都ビルの4階で

このコーナーでは「支店便り」と題して、当事務所の京都事務所・神戸事務所の情報についてご紹介していきます。今回は弁護士 加藤誠実が京都事務所情報を伝えします。

立地・雰囲気

「京都駅前事務所」は当事務所が平成21年に開設した最初の支店事務所です。名称通り、京都事務所はJR京都駅から徒歩数分という立地です。京都駅の烏丸中央口(京都タワーやヨドバシカメラがある七条通り側)を出て、烏丸通をしばらく北に向かって歩いていただくと(京都風に言えば『上る(あがる)』と)、烏丸七条交差点の少し手前右手に白い外装のビルがあります。京都事務所はその京阪京都ビルの4階で

おり、京都駅周辺にある事務所はわずかです。そのため、ご相談者や依頼者様にとっての交通の便としては、非常に優れた立地と自負しています。実際、京都のみならず滋賀県や奈良県からご相談にお越しいただくこともあります。

他方で、事務所から裁判所(京都地方裁判所)に行くには、地下鉄と徒歩で片道25分程度かかります。そのため、お隣の大津地方裁判所(JR大津駅から徒歩数分)への移動時間が実は短かつたりすることもあるわけですが、我々弁護士は移動も業務の一環と考え日々裁判所へ通っております。

また、京都駅を日常的に利用しますので、観光客の増減や駅の雰囲気(音楽やライトアップ等)で季節の移り変わりを感じる面があります。

はじめまして。事務局の遠藤と申します。いきなりですが、我が家にはぬか床があります。きっかけは、約1年前、夫が仕事から帰つて来て「ぬか漬けを作つて欲しい」と言つて、ぬかを差し出してきたことです。突然の要求にびっくりしましたが、幸い家に容器も材料もそろつていたので、すぐにぬか床の準備をすることができました。

夏は暑いので、ぬか床を腐らせないか心配しましたが、冷蔵庫に保管することで乗り切ることになりました。焼き魚の頭や骨をぬか床に入れておくと、5つの間にか消えて無くなっています。これはネットの書き込みで読んだところになりましたので、感心しました。おすすめは、絞った後のスダチなど柑橘類の皮を、ぬか床に入れておくことです。漬物に爽やかな香りがついて美味しいです。この皮も、いつの間にか消えてなくなっています。

漬物を食べるためには、自分でご飯を炊く頻度が増え、ぬか床の世話を家事のルーティンに加わり、帰宅してからは大忙しだけ、せっかくなのでぬか床を守つて行きたいと思います。

この例では、①から③をこの順序で行つたので、うまく行きました。でもどこかのステップを省略してしまつたり順序を間違えたりすると、失敗する可能性がぐっと上がってしまいます。例えば、①のあと、②を省略して先に③を持つてしまい、「調書では被害者側の歩行者用信号の色はよくわからない」と記載されてしまいますがどうしてですか」などとやつてしまふと、「警察官には話したが、警察官が間違えたと思う」だとか「警察官に話したときには自分も勘

違ひしていた」とか言い逃れをされてしまいます。

このような裁判の場面でなくとも相手方弁護士と話していると、たまに会話中「あーこの弁護士ピン留めしてきているな」と気付くことがあります。そのときは、何か仕掛けてくるなどいう緊張感が走ります。

今回は、反対尋問のテクニックのごく一部をご紹介しました。他にも尋問の技術は色々あるのですが、おいおいじ紹介できればと思います。

「裁判」と聞くとどのようなイメージを思い浮かべますか？おそらく、日々のニュース、ドラマや映画などで取り上げられることが多いからか、「刑事案件」を思い浮かべる方が多いのではないかと思います。本誌のアンケートでも興味のある分野として「刑事案件」を挙げてくださる方が多かつたので、今号から「刑事案件」に関連するコラムの連載をスタートすることにいたしました。今号は弁護士倉田が担当いたします。

比白さんは、敵対する相手方を
言ひ負かす術をいくつか
持つていますか？今回のコ
ラムでは刑事案件の公判でよく用いら
れる「**反対尋問のテクニック**」を紹介
しようと思います。平たく言えば、敵対
する証人が嘘つきで信用できないこと
を示すためのテクニックです。

刑事案件でよく用いられると言うと
自分には関係がないと思われる方がほ
とんどかと思いますし、また実生活と
法廷では状況が違うのは勿論なのです
が、このテクニックは刑事案件の公判
のみならず、民事裁判や事件の相手方
との交渉の会話中でも弁護士が応用
することがあるテクニックですので
何らかの参考になるのではないかと思

番で行なうことが大切になります。

①**Commit(肩入れ)**は、相手の直近の発言を確認するステップです。直近の発言を相手に確認させる、徹底的に肩入れさせることで、「言い逃れがないように、予め逃げ道を防いでしまう」ステップです。相手を「ピン留めする」と言われます。②**Credit(信用状況の確認)**は、③で提示する相手の過去の話が信用できる状況で正確になされたことを確認するステップです。③**Confront(対面)**は、矛盾を相手に明らかにして、矛盾に対面させるステップです。この3つのステップを踏むことで、相手の矛盾が明確になり、しかもその矛盾に弁解の余地がないことが

示されることになります。抽象的な説明ではわかりにくいと思いますので、具体例をあげましょ。

ここでは、裁判の場面を想定します。実際には、こちらの意図が悟られないよう極力さり気なく行われます)。

当方が信号無視の交通事故の被害者側の弁護をしていて、加害者側の目撃証人が法廷で「被害者側信号が赤だった」と言い出しだが、過去に警察には「被害者側信号はよく見ていなかつた」と話しており、その内容を録取した調書が残っていたものとします。この矛盾をできるだけ鮮やかに示すためにはどうすればよいでしょうか(左上例参照)。





|新|連|載|

倉田・北名弁護士の刑事事件入門

反対尋問のテクニック

いまず、相手は仕掛けられるたとやかになので、身を守る意味でも、実生活に応用できる範囲で簡単にご紹介しようと 思います。



